

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		地域環境整備対策（荒川ルール）		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
				担当者名	永澤慎二	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）			地域環境整備対策費（01-04-01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 11 年度		根拠	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系		分野	安全安心都市[]				
		政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]				
		施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]				
目的		区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、建築紛争を未然に防止することを目的としている。					
対象者等		・ 大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主					
内容		大規模マンションの計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を制定し実施している。（平成18年12月15日制定、同日施行）					
経過		・ 平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ・ 上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行。 ・ 平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止。					
必要性		大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。					
実施方法		（1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	258	258	235	3,747	3,914	3,906	715
	決算額（22年度は見込み）	167	41	227	3,418	3,145	3,123	715
	人件費		3,539	5,225	5,245	3,388	2,443	
	【事務分担量】（%）		70	90	150	90	70	
	合計（+）	167	3,580	5,452	8,663	6,533	5,566	715
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	167	3,580	5,452	8,663	6,533	5,566	715
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	届出件数	3	7	4	7	4	4	
	事業者による説明会回数	8	17	7	7	4	4	
	地域関係者会議の回数	10	27	23	50	19	23	
	アドバイザー派遣回数	1	1	3	7	3	2	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	アドバイザー報酬	244	アドバイザー報酬	203	アドバイザー報酬	670
		非常勤職員報酬	2,557	非常勤職員報酬	2,557		
	旅費	アドバイザー・非常勤旅費	13	アドバイザー・非常勤旅費	10	アドバイザー・非常勤旅費	26
	食糧費	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1
	使用料	会場使用料	6	会場使用料	4	会場使用料	18

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	建築紛争未然予防割合（％）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数 / 届出件数 22年度は見込み
	事業者による地域要望取入割合（％）	75	63	66	70	70	要望取入項目数 / 要望項目数 22年度は見込み

（問題点・課題） （指標分析）	1・地域住民と開発事業者との立場と主張の違いの調整が難しい。 ・高容積を望む開発事業者とより低層の建物を望む周辺住民との調整。 ・住民からの計画変更要求の多くが事業採算性を低下させるもの。 ・様々な住民要望（高さ、日照障害、電波障害、風害、緑地や歩行空間の確保、眺望、プライバシー保護など）の調整。 2・開発事業者と地域住民との協議・調整期の長さに問題はないか。（長期に及ぶ場合がある） ・3ヶ月間という短期間の間に双方の合意形成を図ることに無理が生じる場合がある。 3・紛争防止から協働の街づくりへの参加システムへ。 ・都市計画マスタープランに基づく街づくりを進めるためには、行政と地域住民、開発事業者による協働の街づくりが必要。 ・本条例が単なる敷地レベルの建築紛争防止から地区レベルの建築協定等が結ばれる取組が求められる。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	・19年度、手続きをよりスムーズに行うために、詳細なマニュアルを作成した。今後は、必要に応じてマニュアルの改正を図る。	・担当者が変わっても、条例による指導が一定となり、引継ぎも容易にできる。
	・建設計画に伴う解体工事のトラブルを防止するため、区が一定のルールをつくる。	・解体工事に伴うトラブルでルールの手続きが遅れることを防止できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	大規模マンションの建設における事業者と近隣住民との建築紛争を、未然に防止するためには、欠かせない制度である。

（要況）	・平成16二定 「荒川ルール」における区の立場について ・平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について
------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	開発許可制度	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池 秀明
		担当者名	能見 和哉	内線	2813
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 43 年度		根拠	都市計画法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更に対し公共施設の設置等を義務付けることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることにより、安全で良好な宅地環境の整備を図ることを目的としている。				
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者				
内容	区画形質の変更：道路の新設・廃止、1m以上の切土・盛土 以下の技術基準に適合している必要がある。 ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先道路、開発区域内の道路、公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施工者に必要な能力があること ・ 関係区域及び関連区域内の所有者等の同意を得ていること * 要綱、条例等の内容を併せて指導。				
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 以下改正多数 平成12年4月 地方分権に伴い開発行為の許可に関する事務は、区長委任条項から特例条例による委任となる 審査請求 2件（H10・H11） 国・都・区が行う開発行為についても開発許可の対象となる都市計画法の改正が行われた。（平成18年5月31日公布）				
必要性	都市計画法に定められた事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額(22年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
人件費			6,895	4,270	2,562	5,506	6,922	
【事務分担量】(%)			80	50	30	65	85	
合計(+)		0	6,895	4,270	2,562	5,506	6,922	0
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		0	6,895	4,270	2,562	5,506	6,922	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	許可件数(基準:許可日)	5	2	2	1	1	4	4
	開発登録簿写しの交付(部数)	15	11	24	25	24	33	25

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	許可までの日数（審査期間）		8/1 =8日	12/1 =12日	45/4 =11日	10日	10日	標準処理期間65日を短縮させる。 （5ha未満の場合）
	審査請求件数		0	0	0	0	0	厳正な審査を行い、審査請求件数を0にする。

問題点・課題 (指標分析)	・許可申請件数が少ないため、事務処理能力の向上を図りにくい。 ・いわゆる開発逃れを未然に防止する手段がない。				
他区の実施状況	(実施	22	区	未実施	区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	事務処理マニュアルを作成する。	審査期間の短縮が図れる。
	事前審査を厳格に行い、関係部署との情報交換、連携をより一層図る。	より公平で公正な市街地開発の誘導が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定事務であるとともに、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要な事務である。

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	永澤慎二	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	都市計画審議会費（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 47 年度	根拠	都市計画法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画法による権限に属する事項と区長が諮問する都市計画に関する事項について調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。				
対象者等	荒川区全域				
内容	- 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等についての調査、審議、答申または建議する。 - 条例及び規則改正（平成12年4月1日） 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会としたことにより、条例及び規則を改正した。 - 構成員（平成12年4月1日） 学識経験者7人 区議会議員5人 関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防） 区民5人 計20人 - 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。				
経過	昭和47年 4月 1日 荒川区都市計画審議会条例施行 5月 9日 第1回都市計画審議会開催 平成12年 4月 1日 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、条例・規則を改正 6月 1日 新たな委員構成による委員の委嘱 10月 20日 条例・規則の改正後の第2回都市計画審議会から会議の公開を実施				
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	1,023	1,111	1,096	1,097	1,101	1,175	1,175
	決算額（22年度は見込み）	586	215	618	453	868	489	1,175
	人件費		6,125	2,186	2,683	1,881	814	
	【事務分担量】（％）		100	40	90	50	20	
	合計（＋）	586	6,340	2,804	3,136	2,749	1,303	1,175
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	586	6,340	2,804	3,136	2,749	1,303	1,175
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	開催回数	3	1	3	2	4	2	4
	委員平均参加率	70	75	85	90	82	97	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審議会委員報酬	726	審議会委員報酬	420	審議会委員報酬	887
	特別旅費	審議会委員旅費	6	審議会委員旅費	7	審議会委員旅費	80
	食糧費	会議用賄い費	18	会議用賄い費	9	会議用賄い費	18
	役務費	会議録速記委託料	95	会議録速記委託料	46	会議録速記委託料	164
	使用料	開催会場使用料	24	開催会場使用料	8	開催会場使用料	26

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標		審議会開催件数	2	4	2	4	-	必要に応じて開催 22年度は見込み
		案件審議件数	3	3	2	4	-	必要に応じて開催 22年度は見込み

（問題点・課題分析）	審議にあたっては、案件が専門的な内容が多いため、区民代表委員の発言が少ない。						
	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	審議会前に、区民代表の委員への勉強会を実施する。	審議会の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都市復興計画	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	菊嶋信一	内線	2 8 1 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 13 年度 根拠 荒川区災害対策基本条例				
終期設定	○ 有 ● 無 年度 法令等 荒川区震災等による被災市街地復興条例				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	区は、平成13年10月に被災後の市街地復興を迅速かつ円滑に推進していくため「震災等による被災市街地復興条例」を制定した。その後、この条例の趣旨に沿って平成15年9月に市街地復興の行動手順等を「都市復興マニュアル」として定めた。今後は、演習を通じて同マニュアルの見直しを検討するとともに、復興条例第8条の都市復興基本計画に対応する地区ごとの復興計画案を策定することで、復興に対する備えを進めていく。				
対象者等	大規模な地震の際、大被害が予想される地区				
内容	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効であるため、被害想定に基づき導入可能な整備手法の検討を行う。				
経過	年度 9・ 都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定（東京都） 10・ 都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施・以後毎年実施（東京都） 11・ 荒川区地域防災計画の改訂 12・ 東京都震災対策条例公布 13・ 2月 東京都震災復興グランドデザイン 2月 被災宅地危険度判定講習会・以後毎年実施 10月 荒川区震災復興条例制定 3月 荒川区災害対策基本条例の改正 14・ 12月 東京都第5回地震に関する地域危険度調査結果公表 3月 東京都震災復興マニュアル改訂 15・ 9月 荒川区都市復興マニュアル策定 19・ 3月 東京都地域防災計画改訂 21・ 3月 東京都区市町村震災復興標準マニュアル策定 被災宅地危険度判定士 37名（平成21年度末現在）				
必要性	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、平常時から復興のモデルプランを備えておくことが有効である。モデルプランは震災後、地区住民が話し合いを進めるための叩き台となる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費		862	1,708	1,281	1,694	1,222	
	【事務分担当量】（％）		10	20	15	20	15	
	合計（＋）	0	862	1,708	1,281	1,694	1,222	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	862	1,708	1,281	1,694	1,222	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

No2

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	土地利用現況調査	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池 秀明
		担当者名	能見 和哉	内線	2813
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	土地利用現況調査費（01-10-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 61 年度		根拠	都市計画法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を行う。				
対象者等	区内全ての土地・建築物				
内容	主体事項 都市計画法第6条の規定に基づき、都道府県が主体となり実施する都市計画に関する基礎調査の一部を、都から委託を受け下記調査を行う。 - 都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年に一回（直近：平成20年度） - 土地利用現況調査 都市計画基礎調査のための実地調査：概ね5年に一回（直近：平成18年度） 付属事項 - 上記土地利用現況調査結果は、都指定の地図情報データ（東京デジタルマップ）を組込んだサーバーにデータ保存し、荒川区都市計画情報システムとして、維持、管理している。 - 都市計画基礎調査の結果は、社会経済状況の変化を踏まえ、都市計画変更の必要性の検討等に供する。（用途地域等の一斉見直しは、概ね8年に一回。（直近は平成16年度）） - 用途地域等を記載した都市計画図を作成する。（毎年） - まちづくり施策の基礎資料等の作成に供する白図を作成する。（毎年）				
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 用途地域等一斉見直し（平成8・16年度） 荒川区都市計画情報システム導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム（HP用）構築（平成19年度） 統合型GISシステム導入（平成21年度）により維持管理の一部を情報システム課へ（平成22年度）				
必要性	都市計画法に定められた事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 都市計画・土地利用情報システム管理業務委託（21年度委託 第一航業株 1,522 千円）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	2,457	1,150	14,224	1,966	1,525	2,050	1,312
	決算額（22年度は見込み）	1,910	1,124	14,181	1,943	1,523	1,523	1,312
	人件費		4,310	2,562	3,416	6,353	2,036	
	【事務分担量】（％）		50	30	40	75	25	
	合計（＋）	1,910	5,434	16,743	5,359	7,876	3,559	1,312
	国（特定財源）							
	都（特定財源）			4,824		677		
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,910	5,434	11,919	5,359	7,199	3,559	1,312
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	建物データ(棟数)			40,190				
	荒川区都市計画図（部）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	荒川区白図（部）	100	100	100	100	100	100	100

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	システム管理	1,523	システム管理	1,523	システム管理	1,312

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
指標	都市計画情報システム（GIS）の利用端末数	20	20	20	20	20	20ライセンス取得完了
	データ整備率（％）	100	100	100	100	100	平成13年度土地利用現況調査よりデータ整理をシステム化し、整備率は100%（更新は5年毎）完了

（問題点・課題分析）	法に定める土地利用現況調査の項目のデータを整備した都市計画情報システムをベースとして、まちづくり情報・道路・公園のデータ等を付加することで、総合的な情報システムに発展させていくなどの、有効活用が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	平成23年度実施予定の土地利用現況調査は、都の方針変更により区への委託が取りやめになる予定であるため、システムデータの項目や更新方法を検討	蓄積されたデータの有効活用が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	土地利用現況を把握することはまちづくり事業策定等に役立つ

議（要質問状）	
---------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池 秀明	
			担当者名	能見 和哉	内線	2 8 1 3	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 52 年度			根拠	荒川区市街地整備指導要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]					
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]					
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]					
目的	一定規模以上の建築物の建設等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性をはかるため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図ることを目的とする。						
対象者等	次の建設事業 店舗等併用型集合住宅で延床面積1,000㎡以上のもの 6棟又は6戸以上の住宅建設 施行区域面積350㎡以上の土地での宅地開発 都市計画法第29条の開発行為に該当するもの 延床面積1,500㎡以上の建築物 その他区長が認めたもの						
内容	建築計画の段階で、以下の事項について指導する。 ・ 施行区域面積に応じた道路の整備 ・ 施行区域面積に応じた緑地等（地上部及び屋上部）の整備 ・ 防火水槽の設置等、防災対策の実施 ・ ゴミ置場、リサイクル物品保管場所の設置 ・ 電波障害対策の実施及び建物内CATVの導入 ・ 近隣関係住民への建設計画の説明等紛争の防止、近隣関係住民との調和の配慮 ・ 景観への配慮、土壌汚染の調査など 指導結果として協定書を締結し、協定内容の履行及び維持管理を担保する。 工事完了時に履行内容の確認を行う。						
経過	・ 昭和52年11月1日制定（荒川区開発指導要綱） ・ 昭和58年4月1日（名称が東京都荒川区市街地整備指導要綱となる） ・ 平成9年9月1日現要綱制定（以降7回改正あり 最終改正 平成19年9月27日） ・ 平成19年9月27日に集合住宅の建築及び管理に関する条例を制定したことにより、15戸以上の集合住宅は要綱の対象外となる。						
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序ある整備を促進し、住環境の維持・向上を図るため、必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 指導内容が多岐にわたるため、事前に関係各課と協議をしてもらい、事前申出書提出後は当課を窓口とし指導を行っている。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費		8,619	7,686	10,248	5,506	5,701	
	【事務分担当】（％）		100	90	120	65	70	
	合計（＋）	0	8,619	7,686	10,248	5,506	5,701	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	8,619	7,686	10,248	5,506	5,701	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	事前相談（同一箇所複数相談含）	82	78	55	38	16	20	25
	事前申出書提出（件）	45	47	55	39	7	11	15
	協定書締結（件）	28	26	24	25	7	5	10
	協定履行確認（件）	14	16	19	17	24	3	10

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指 <
--

（問題点・課題）	・ 協定締結に至らないことが多い住宅建設（戸建てや長屋）への対応。 ・ 社会状況、経済状況、区の諸施策等に則した適正な運用が必要である。 ・ 景観条例や街づくり条例等、先々の街づくり施策を視野に入れた要綱のあり方の検討。						
	（実施 17 区 未実施 5 区） ・ 未実施区（新宿区、江東区、渋谷区、中野区、豊島区） ・ 条例化の区あり（目黒区、練馬区、足立区、江戸川区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	協定締結に至らない問題点と、適正な指導内容の検討	協定締結率の向上。
	社会状況等に即した運用	時代に即した無理のない誘導が可能。
	景観条例、街づくり条例を視野に入れたあり方の検討	事業者をはじめ区民にとってわかりやすく、合理的な指導、誘導。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区の街づくり施策に合わせた開発誘導が必要である。

（状況）	・ 集合住宅建設対策として要綱の条例化（H19年第2定）
------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		魅力ある都市景観づくり	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
			担当者名	永澤慎二	内線	2 8 1 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		魅力ある都市景観づくり事業費（01-17-01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度		○ 昭和 ● 平成 11 年度		根拠	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例・	
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	市街地整備指導要綱、景観法・都景観条例	
実施基準		● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画
行政評価事業体系		分野	安全安心都市[]			
		政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
		施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	荒川区景観計画の策定及び景観条例の制定により、都市景観形成の総合的・計画的な推進を図る。					
対象者等	・ 一定規模以上の建築物の建築主 ・ 宅地開発を行う事業主					
内容	・ 荒川区景観形成ガイドラインに沿って、景観形成の適切な誘導を図る。 荒川区景観形成ガイドラインの窓口配布等 ・ 荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月 1 日）し、一定規模以上の建築物に対して、届出制度を実施。 手続きフロー：事業者が建築計画立案→窓口事前相談→チェックシートの作成→事前申出→受理 ・ 17年6月景観法の全面施行に伴い、19年4月、東京都が景観法に基づく景観計画の策定、条例の施行。各区においても景観行政団体への移行を視野に入れた景観計画策定の取り組みが進んでいる。 ・ 区では20年度、区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施した。 21年度は、景観検討委員会を設置し、基礎調査内容を踏まえ、景観計画(案)を作成する。 ・ 今年度は、引き続き景観検討委員会を設置し、区民の意見を反映した景観計画(案)を作成する。					
経過	平成6年度 平成7年度 平成8 - 10年度 平成11年度 平成16年6月 平成19年度 平成20年度 平成21年度					
		・ 景観基礎調査 ・ 景観基本方針策定調査 ・ 景観基本方針案検討 ・ 景観基本方針策定 ・ 荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月 1 日）し、一定規模以上の建築物に対して、景観チェックシートの届出制度を実施。 ・ 日暮里富士見坂から将来にわたって富士山が眺望できるように、東京都及び関係機関に働きかけることを求める陳情（平成11年度第25号陳情）をする。 ・ 景観法の公布（17年6月全面施行）。 ・ 指導要綱のマニション部分を条例化した。 ・ 景観法を踏まえ、区内の景観基礎調査を実施。 ・ 景観計画(案)、景観条例（案）を作成。				
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある荒川区の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。					
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) ・ 20年度 プロポーザルによる委託契約[株建設技術研究所、¥4,937,520]、景観基礎調査の実施 ・ 21年度 随意契約による委託契約[同上、¥5,999,700]、景観検討委員会設置、景観計画(案)作成。 ・ 22年度～ 景観法に基づき、東京都との同意協議。景観行政団体への移行後、景観計画・条例の施行。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	-	-	-	-	6,034	7,010	5,714
	決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	4,938	6,711	5,714
	人件費		1,962	3,040	2,562	5,204	4,886	
	【事務分担量】（％）		30	50	30	95	110	
	合計（+）	0	1,962	3,040	2,562	10,142	11,597	5,714
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	1,962	3,040	2,562	10,142	11,597	5,714
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	景観チェックシート提出件数	38	45	55	63	19	23	
	指導要綱届出件数	45	47	55	63	7	11	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料 報償費	景観基礎調査委託	4,938	景観計画策定委託 委員謝礼	6,000 711	景観計画策定委託 委員謝礼	5,040 674

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	景観計画策定進捗率	-	30	70	80	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100%
	景観条例制定進捗率	-	30	50	100	100	
	チェックシート提出率（％）	100	100	100	100	100	チェックシート提出件数/届出件数

（問題点・課題）	・街づくりを総合的かつ計画的に進めていく上で、景観づくりは大変に重要な要素である。 ・また、平成17年6月の景観法の全面施行に伴い、より景観に配慮した街づくりが求められている。 ・こうした中で、良好な「荒川区らしい景観」を形成するには、息の長い持続的な取り組みが不可欠であり、その取り組みの指針となる景観計画、景観条例を策定することが急務である。 ・そのため、平成20年度に区内の景観の状況や景観資源の把握するための調査委託を実施し、21年度からは調査内容を踏まえ、景観計画(案)を作成中である。 ・今後の課題は、景観検討委員会の充実と区民の声を反映した景観計画の策定。 ・東京都との同意協議を円滑に進め、年度内に景観条例の制定を目指す。
	（実施 8 区 未実施 14 区） 景観法に基づいた景観計画、景観条例の制定区：8区 （世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区） 策定中の区：7区 （品川区、板橋区、練馬区、台東区、江戸川区、千代田区、渋谷区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	・東京都からの景観行政団体同意後の円滑な景観計画及び条例の施行。 ・景観審議会の設置及び円滑な運営。	・適切な景観行政の実施。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。

議会議決（要旨）	・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」 ・16年三定 「街の景観や賑わいに配慮した高架下（京成線・藍染川沿道）利用について」 ・17年四定 「景観条例の制定について」「富士見坂の眺望を風景遺産について」 ・21年二定 「地域の活性化に寄与する景観について」
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	菊嶋信一	内線	2 8 1 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠		
終期設定	● 有 ○ 無 26 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	西日暮里三丁目地域内の都市計画道路が、見直し候補区間に位置付けられたことを受けて、平成17年度から、同地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討し、都市計画道路の見直しと併せて、地域のまちづくり計画を策定する。				
対象者等	・ 区内の見直し候補区間所在はいずれも西日暮里三丁目地域内（面積13.5h a，約千世帯2,000人） 路線名 補助 9 2 号線 補助 1 8 8 号線 施行主体 東京都 荒川区 計画幅員 2 0 ～ 2 2 m 6 ～ 1 5 m 現 況 区内は未整備 夕焼けだんだんを除きほぼ完成形 ・ 西日暮里三丁目地域は、富士見坂・ひぐらしの布袋・延命院貝塚・延命院の大椎など、歴史的・文化的資産があり、これらを生かし、かつ谷中地区との一体性を考慮した保全系のまちづくりを検討する。				
内容	平成 1 7 年度	・ まちづくりの必要性について住民説明会・まちづくりに対する住民意向調査 ・ 地元まちづくり組織の立上げ支援			
	平成 1 8 年度	・ まちづくり協議会の設立及び運営支援（11回開催） 検討テーマ「地域課題整理」「地域交通」「街並み・街づくり」			
	平成 1 9 年度	・ まちづくりニュースの発行・配布（第1～6号発行・三丁目全戸配布） ・ まちづくり協議会における勉強会（10回開催） 検討テーマ「安全・安心まちづくり」「計画素案の作成」			
	平成 2 0 年度	・ まちづくりニュースの発行・配布（第 7 ～ 10 号発行・三丁目全戸配布） ・ まちづくり計画素案説明会・計画素案に対する住民意向調査			
	平成 2 1 年度	・ まちづくり協議会における勉強会「素案の修正」 ・ まちづくりニュースの発行・配布 ・ まちづくり計画素案説明会・計画素案に対する住民意向調査 ・ まちづくり計画策定			
経過	昭和56年 平成 3年 平成15年度 平成16年3月	第一次事業化計画 第二次事業化計画（～平成15年度） 日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区） 第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区） この中で都市計画の見直し候補区間として補助 9 2 号線や補助 1 8 8 号線などが選定された			
必要性	アンケート調査（平成18年1月、全戸配布、回収率23％）では、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、地域住民主体の地域特性を生かしたまちづくり計画の検討を支援する必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 平成 2 1 年度 まちづくり協議会の運営支援を中心に業務委託を実施 委託業務名：西日暮里三丁目まちづくり計画作成等に関する業務委託 受託者名：㈱都市総合計画 委託料：2,394,000円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		-	2,316	4,801	4,800	4,800	2,400	-
決算額（22年度は見込み）		-	2,288	4,787	4,799	4,799	2,394	-
人件費			4,310	5,124	4,697	6,776	3,666	
【事務分担量】（％）			50	60	55	80	80	
合計（+）		0	6,598	9,911	9,496	11,575	6,060	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	6,598	9,911	9,496	11,575	6,060	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	まちづくり計画作成業務委託		2,288	4,787	4,799	4,799	2,394	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	13委託料	計画作成業務委託	4,799	計画作成業務委託	2,394	—	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
指標	まちづくり計画策定進捗率	50 %	75 %	100 %	-	-	地元説明・周知：10 % 協議会設立：25 % 骨格案作成：50 % 素案作成：75 % 策定完了：100 %
	まちづくり協議会の活動状況	10回	12回	6回	-	-	住民の関心度を示す指数 計画策定後も活動継続が理想
	住民アンケート回収率	14 %	7 %	6 %	-	-	住民の関心度を示す指数

（問題点・課題）	・地区内面積の大きな比率を占める大規模敷地所有者や寺社の意向が確認できていない。 ・地区内道路を6mに拡幅することに対し、地域住民の合意取得が困難なため、道路に関する地区計画の策定は難しい状況である。（まちづくり計画では、将来像において道路拡幅を掲げている）
他地区の実況	（実施 1 区 未実施 区） ・台東区側では、平成13年度から地元住民により谷中地区まちづくり協議会が活動しており、行政も密集事業やまちづくり交付金事業を進めている。地区内は開発系と保全系に意見が分かれていると聞いており、都市計画道路の見直しについての議論も進んでいない状況にある。

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	開発事業者等にまちづくり計画を提示し、街づくりの協力を求める。	まちづくり計画を計画的に実行する。
	東京都の都市計画道路補助92号線等の見直し検討に合わせた、まちづくり協議会との連携を図る。	まちづくり計画の実効性を高める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。

議（要質問状）	○ H 1 7 四定 補助 9 2 号線の見直しについて見解を問う
---------	-----------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都市計画マスタープランの推進		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明	
			担当者名	菊嶋信一	内線	2 8 1 2	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠	都市計画法第18条の2			
終期設定	● 有 ○ 無 25 年度		法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]					
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]					
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]					
目的	平成21年3月に改正した都市計画マスタープランに掲げる取組事業の推進を図る。						
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当						
内容	都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項の進行管理等を行うため（仮称）市街地整備プログラムを作成する。						
経過	H 8 年度：当初の都市計画マスタープラン策定 H 1 7 年度：基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施 H 1 8 年度：区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施 H 1 9 年度：策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成 H 2 0 年度：策定業務委託、中間案のパブリックコメント 都市計画マスタープラン策定						
必要性	都市計画マスタープランの実効性を高めるとともに、計画的かつ効率的な街づくりを推進する。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		—	—	—	10,000	11,805	—	—
決算額（22年度は見込み）		—	—	—	9,818	10,658	—	—
人件費			4,310	4,234	6,404	4,723	5,375	
【事務分担量】（％）			50		125	70	80	
合計（＋）		0	4,310	4,234	16,222	15,381	5,375	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	4,310	4,234	16,222	15,381	5,375	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	委託業者選定プロポーザル			完了				
	計画策定業務委託				委託完了	委託完了		
	計画策定作業				実施中	完了		

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	策定業務委託費	9,398	—	0	—	0
	需用費	印刷・製本費	1,260	—	0	—	0

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
		市街地整備プログラム策定進捗率（％）	-	10	70	100	100	事例調査：10%、現状分析：30%、方針策定：40%、骨格案作成：70%、素案作成：80%、策定完了：100%

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 8 区 未実施 14 区） 改正を行った区 新宿区（H8 - H20）、台東区（H6 - H18）、世田谷区（H8 - H17）、杉並区（H9 - H14）、豊島区（H12 - H16）、足立区（H6 - H18）、墨田区（H10 - H20）、中野区（H12 - H21）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を行う。	街づくりの計画的かつ効率的な推進を図ることができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	継続	都市計画マスタープランの実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。

議（要質問） 会（旨問） 状 況	・15二定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・18一定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・19二定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」 ・20一定 「安全・安心の街づくりについて」 ・20三定 「荒川区の街づくりの将来像について」 ・20四定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」
---------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明	
			担当者名	菊嶋信一	内線	2 8 1 2	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度			根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]					
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]					
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]					
目的	・ 区民が自主的にまちづくりを行うため、地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり ・ まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり ・ 区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定						
対象者等	区民						
内容	・ 区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える手法である地区計画制度の導入を検討している西日暮里三丁目の検討経過等を踏まえ、地域住民に真に必要な情報等を反映した地区計画の手引きやガイドを作成すると共に、初期の各種相談に即時に対応できる体制の整備及び検討段階における支援の検討を図る。 ・ まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 再開発事業の施行主体である組合若しくは協議会や密集住宅市街地整備促進事業による連絡会、区政改革懇談会の委員等、各施策を通して関わりのある住民やグループの各種情報の一元化とそのセキュリティシステムの確立及び関連データのまちづくりへの活用を検討する。 ・ 区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定 荒川区基本構想が示す区民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、以下の事項に留意した街づくり条例を制定する。 ・ 区の街づくりの基本的な理念 ・ 現行制度の体系化 ・ 区民主体の街づくり（地区計画など）のルール化 ・ 街づくりに関する団体、NPOなどへの支援						
経過	中低層市街地における高層マンションの建設などにより、それまでの住環境に即しない無秩序な開発が多発しており、それらの周辺住民の防衛意識の高まりと共に良好な住環境の保全や推進への関心が高まりつつある。						
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画の実現及びマンション建設反対運動などをきっかけとする住民の街づくり活動への支援など、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 都市計画マスタープランの策定を受けて、区民の手によるまちづくりの具体的な支援策や仕組みづくりの検討を進め、併せて街づくり条例制定のための実態調査の実施及び住環境の保全等の手法を検討する。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費		-	1,570	1,585	4,609	2,362	
	【事務分担量】（％）		-	40	40	90	50	
	合計（+）	0	0	1,570	1,585	4,609	2,362	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	1,570	1,585	4,609	2,362	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
指標	街づくり条例制定の進捗率	20	30	50	50	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100%
	支援制度確立の進捗率	30	50	75	75	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：75%、策定完了：100%

（問題点・課題）	地区計画は、市街地の住環境向上や商店街の基盤整備、景観形成など様々な秩序化への活用が考えられるため、それらの目的に対応できる住民参加の手法を確立する必要がある。
	各街づくり事業における住民組織との話し合いを継続するとともに、意見を反映させる仕組みや住民組織の自立化を検討する必要がある。
（実施状況）	街づくり条例は、既に施行若しくは検討している諸制度を集約することとなるため、制定に際しては法令・諸制度の関わり方の整理及び荒川区に適した法体系の在り方などを検討する必要がある。併せて、専門的知識のもとで全国的な関係法令の動向や社会的傾向、経済の動向及び区内市街地の今後の動向などを把握、反映させることが必要である。
	（実施 13 区 未実施 区） まちづくり条例制定区：千代田区、港区、新宿区、台東区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区 ただし、新宿区、千代田区、台東区は、景観条例とまちづくり条例と一体で制定

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区民による地区計画制度活用のための専門的な知識や検討の進め方などへの支援体制を確立する。	区民の手による地区計画制度の検討、活用が期待できる。
	都市計画マスタープランの検討過程における区民会議の今後の活用を検討する。	まちづくり全般に関する知識を提供することで、リーダーの育成につながる。
	区内の建物状況等の実態及び傾向を踏まえた荒川区に即した街づくり条例の在り方を検討するため、調査委託を実施する。	調査結果を踏まえた街づくり条例を制定することで、実効性のある住環境整備手法が確立する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。

況議（要質問状）	H19年二定：「高度制限地区条例や特別用途地域、地区計画等の活用について」
----------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例（マンション条例）		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池 秀明	
			担当者名	能見 和哉	内線	2813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 19 年度			根拠	荒川区集合住宅の建設及び管理に関する条例及び施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]					
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]					
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]					
目的	集合住宅の建築や管理についての基本的なルールを定め、集合住宅の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、集合住宅の居住者と周辺住民とにより良好な近隣関係と豊かな地域社会が形成されることを目的としている。						
対象者等	計画戸数15戸以上の集合住宅の建設事業						
内容	建築計画の段階で、以下の事項について指導する。 ・住戸面積の制限等（25㎡ 計画戸数が30以上の場合：半数を50㎡） ・近隣関係住民への計画内容の説明 ・敷地面積に応じた道路の整備 ・計画戸数に応じた駐車施設の設置、緊急自動車等の停留スペース（3.5×6m程度） ・防火水槽の設置等、防災対策の実施 ・電波障害対策の実施 ・管理人室の設置 ・景観への配慮、土壌汚染の調査など 条例内容を遵守しない建築主に対しては、勧告、公表を行うことができる。 緑化、駐輪場、廃棄物の各条例が対象となるが、手続きは各々に行う。 工事完了時に現地確認を行い条例内容の確認を行うと共に、適正な管理への誘導を行う。						
経過	平成19年9月27日制定 平成20年3月21日条例改正（建築主の報告義務強化）						
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 指導内容が多岐にわたるため、事前に関係各課と協議をしてもらい、建築計画書提出後は当課を窓口とし指導を行っている。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（22年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
人件費			-	-	-	10,588	8,144	
【事務分担量】（％）			-	-	-	125	100	
合計（＋）		0	0	0	0	10,588	8,144	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	10,588	8,144	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	事前相談（同一箇所複数相談含）	-	-	-	30	32	20	30
	建築計画書提出（件）	-	-	-	30	19	12	20
	工事完了確認通知書交付（件）	-	-	-	0	9	15	20

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	申請時の条例適合率（％）	30/30 =100	19/19 =100	20/20 =100	100	100	申請時の条例適合率
	完了検査時の条例適合率（％）	-	9/9 =100	15/17 =88	100	100	完了検査時の条例適合率

（問題点・課題）	・社会状況、経済状況、区の諸施策等に則した適正な運用が必要である。 ・景観条例や街づくり条例等、先々の街づくり施策を視野に入れた要綱のあり方の検討。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） ・条例：16区、要綱：6区（千代田区、品川区、大田区、中野区、杉並区、葛飾区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	社会状況等に則した運用	時代に則した無理のない誘導が可能。
	景観条例、街づくり条例を視野に入れたあり方の検討	事業者をはじめ区民にとってわかりやすく、合理的な指導、誘導。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	マンション建築に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上のために不可欠である。

議会議決（要旨）	・指導要綱の条例化（H19年第2定） ・集合住宅条例のその後に関する問題（H22年第1定）
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		建築指導事務		部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
				担当者名	伊藤 健	内線	2 8 4 5
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）			建築指導事務費（ 0 1 - 0 1 - 0 1 ）				
事務事業の種類			○ 新規事業（ ○ 22年度 ○ 21年度 ）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度			● 昭和 ○ 平成 年度		根拠 建築基準法、バリアフリー法、東京都建築安全		
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等 条例、福祉のまちづくり条例等		
実施基準			● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分 ○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	安全安心都市[]				
		政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]				
		施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]				
目的		建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令等に適合しているか否かを審査及び検査するとともに、建築物が適正に建築及び維持されるように、違反建築物等の是正、発生防止等の調査及び指導をし、区民の生命健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進を図る。					
対象者等		建築物の新築、増築又は改築等を計画する建築主及び既存建築物の所有者等。					
内容		1 建築確認審査及び検査 建築確認の申請に基づき、道路、敷地、建築形態、設備等を建築基準法関係法令との適合を審査、確認及び検査を行なう。 2 許可・認定 建築基準法関係法令に基づく許可及び認定。 3 建築物の監察 建築物が適正に建築及び維持管理されるように、違反建築物の是正、発生防止等の調査及び指導を行なう。 4 各種調査及び証明 建築物の着工、工事完了後の面積、工事費及び建築物の除去等の実体を把握する建築実態統計調査を行なう。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明道路位置指定証明等を行う。					
経過		・ 昭和25年5月24日 建築基準法が制定された。（11月23日施行） ・ 平成14年7月12日 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。（平成15年7月1日施行） ・ 平成17年9～11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・ 平成18年6月21日 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、構造計算適合性判定、指定確認検査機関業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等、建築基準法が改正された。 ・ 平成19年6月20日 改正建築基準法が施行された。 ・ 平成19年6月20日 構造計算適合性判定機関が認可された。（11機関） ・ 平成22年3月 2日 建築基準法施行規則が改正された。（6月1日施行）					
必要性		建築基準法に基づく地方自治体としての基本的な事務である。					
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	601	2,808	528	15,323	10,939	8,876	8,573
	決算額（22年度は見込み）	456	2,687	490	3,711	3,883	2,997	8,573
	人件費		100,072	100,736	100,161	103,966	100,421	
	【事務分担量】（%）		1,190	1,230	1,230	1,320	1,436	
	合計（+）	456	102,759	101,226	103,872	107,849	103,418	8,573
	国（特定財源）		690					
	都（特定財源）	95	95	95	121	121	121	121
	その他（特定財源）	12,746	10,819	13,115	16,881	14,611	10,753	17,686
	一般財源	-12,385	91,155	88,016	86,870	93,117	92,544	-9,234
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	建築確認申請数(区)	271	236	240	205	195	141	141
	建築確認申請数(民間確認機	377	394	401	332	336	357	357
	違反件数	78	72	116	89	83	87	87
	証明発行件数	1,366	1,506	2,060	2,351	1,868	2,345	2,345
	閲覧件数	673	1,100	1,417	1,938	2,061	2,351	2,351
	構造計算適合性判定件数				14	16	9	9

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品購入(図書)	209	消耗品購入(図書)	264	消耗品購入(図書)	363
	役務費					団体賠償責任保険	273
	委託料	特定建築物定期報告	841	特定建築物定期報告	1,108	特定建築物定期報告	1,723
		構造計算判定委託料	2,832	構造計算判定委託料	1,625	構造計算判定委託料等	6,099
	使用料及び賃借料					建築行政共用データ	115
						ベースシステム	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	完了検査実施率(全体)	75%	80%	81%	82%	85%	検査済件数 / 確認申請件数
	完了検査実施率(6条4号)	70%	74%	75%	76%	79%	検査済件数 / 確認申請件数 6条4号：木造2階建ての建物
	完了検査実施率(6条4号を除く)	79%	82%	83%	84%	87%	検査済件数 / 確認申請件数

（問題点・課題）	1 平成17年に起きた構造計算書偽造事件を契機として、建築基準法を始め建築物の安全確保を図るための法律が改正された。その内容は、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則強化等で、適正な執行が求められる。
	2 建築行政に対する区民の信頼性の回復を図る必要がある。平成19年6月以降は、構造計算適合性判定機関が認可され、構造計算のダブルチェックを行うなど建築確認の厳格化が図られたが、確認業務に時間がかかるため、確認業務の円滑化が課題となっている。平成22年6月施行の建築基準法施行規則の改正に伴い、区が新たに策定した「建築行政マネジメント計画」に基づき、確認審査事務の一層の迅速化を進めていくことが求められている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	建築物の安全確保を図るため、建築確認済証の交付時、建築主等に完了検査を受けるよう、前年に引き続き啓発文書を配布する。	完了検査の実施率が高くなることにより、法令に適合した建築物が増加し、安全性の高い街づくりが図れる。
	建築確認等の受付体制を充実強化し、受付台帳等の電子化等の促進を図るとともに、各種の問い合わせに迅速に対応できる体制の確保を目指す。	建築確認等区民の建築に対する問い合わせに、迅速で的確に対応することにより、建築行政に対する区民へのサービスの充実が図れる。
	指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との連携体制等の強化について検討する。	指定確認検査機関や指定判定機関との連携を密に図ることにより、建築行政に対する区民の信頼性を高めるとともに、活性化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民の生命、健康、財産の保護を図るために、建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。

議（要質問状）	
---------	--